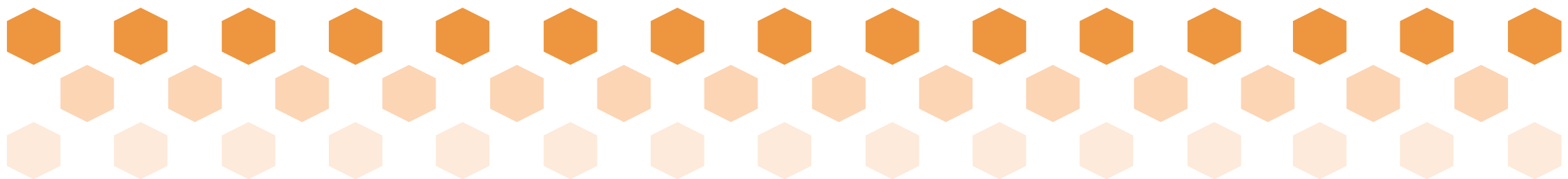


食品リサイクル法に基づく 基本方針等の見直しについて



平成30年9月

農林水産省
食料産業局

○ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号） 抜粋

第二章 基本方針等

（基本方針）

第三条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量（以下「食品循環資源の再生利用等」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、政令で定めるところにより、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向
- 二 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標
- 三 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項
- 四 環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項
- 五 その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを改定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを改定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 食品関連事業者の再生利用等の実施

(食品関連事業者の判断の基準となるべき事項)

第七条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用等を促進するため、主務省令で、第三条第二項第二号の目標を達成するために取り組むべき措置その他の措置に関し、食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、食品循環資源の再生利用等の状況、食品循環資源の再生利用等の促進に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又はこれを改定しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第百七十六号） 抜粋

(基本方針)

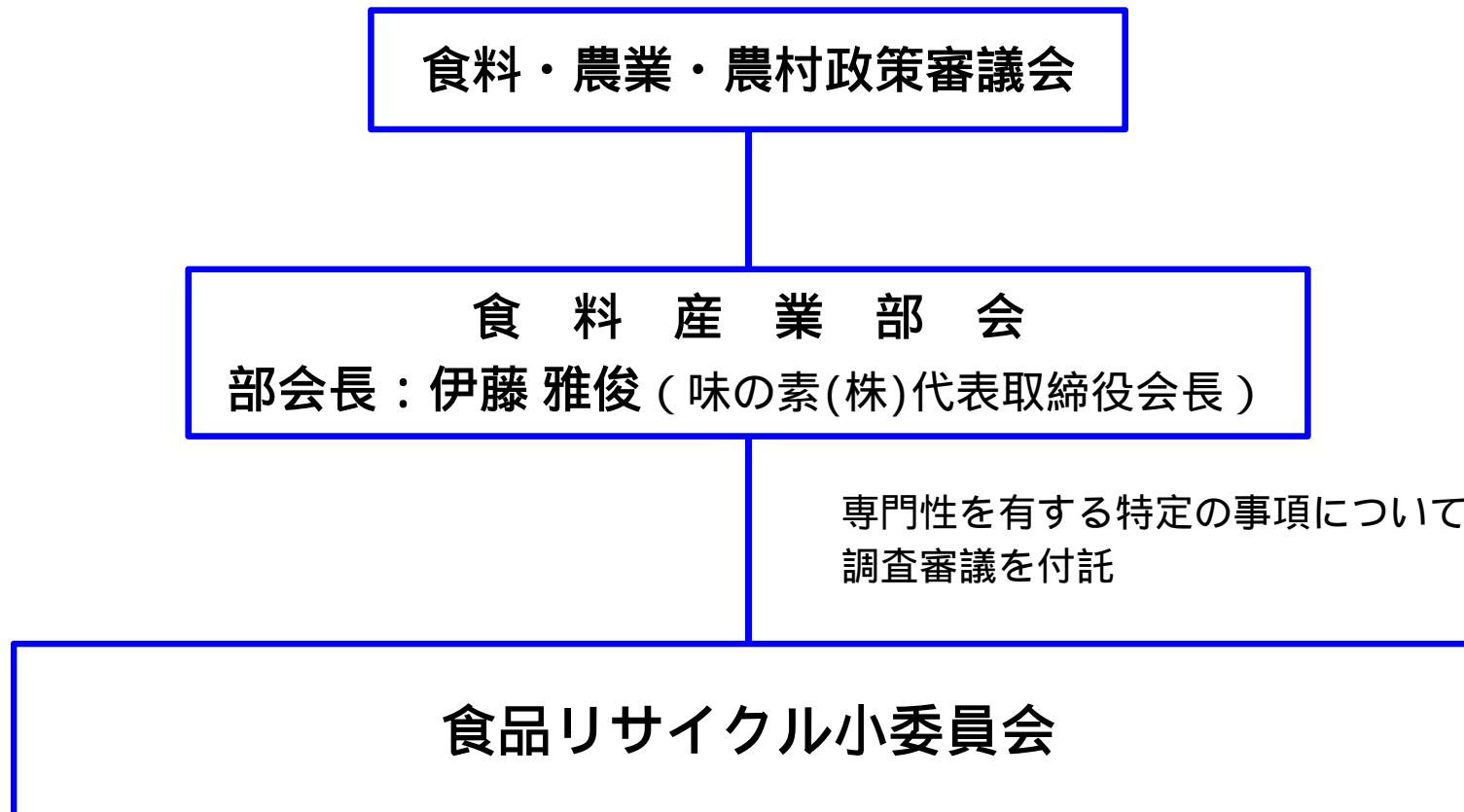
第三条 法第三条第一項の基本方針は、おおむね五年ごとに、主務大臣が定める目標年度までの期間につき定めるものとする。

食料・農業・農村政策審議会議事規則（平成19年7月12日 食料・農業・農村政策審議会決定） 抜粋

(小委員会)

第九条 部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議させることができる

○ 食品リサイクル小委員会の位置付け



食品リサイクル法に基づき審議会の意見を聴くこととされている
以下の事項について審議

- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項

○ 食品リサイクル小委員会委員名簿

氏 名	現 職
石川 雅紀	神戸大学大学院経済学研究科教授
石島 和美	農事組合法人百姓倶楽部代表理事
稲吉 克仁	有限会社マルミファーム代表取締役社長
今井 泰彦	一般財団法人食品産業センター環境委員会副委員長 (キッコーマン株式会社環境部長)
入江 満美	東京農業大学国際食料情報学部准教授
牛久保 明邦	一般社団法人日本有機資源協会会長
崎田 裕子	NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット理事長
杉田 昭義	杉田建材株式会社常務取締役
田中 太郎	日経BP社 日経エコロジー編集長
田村 清敏	一般社団法人日本フードサービス協会理事・事務局長
西山 純生	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会環境委員会委員長 (株式会社セブン-イレブンジャパン企業行動推進室環境部会長)
八村 幸一	鹿島建設株式会社環境本部プロジェクト開発グループ長
花井 彩由実	日本チェーンストア協会環境委員会委員 (ユニー株式会社業務本部CSR部長)
渡辺 達朗	専修大学商学部長

委員 (14名)

○ 食品リサイクル法に基づく基本方針（平成27年7月策定）

- 食品リサイクル法に基づき、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、おおむね5年ごとに基本方針を策定。

1．食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

- ・食品廃棄物等の発生抑制を優先的に取り組んだ上で、食品循環資源について再生利用等を実施。
- ・食品循環資源の再生利用手法の優先順位について、飼料化、肥料化、その他の順とすることを明確化。

2．食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

- ・再生利用等実施率目標（～平成31年度） 食品製造業95%、食品卸売業70%、食品小売業55%、外食産業50%

3．食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

【発生抑制】

- ・食品関連事業者の食品廃棄物等の発生抑制目標値を設定
- ・国は、食品ロスの発生状況をより実態に即して把握し、食品ロスの削減にかかる取組を数値化すること等により国民に対して実施を働きかけ。
- ・フードチェーン全体で食品ロス削減国民運動を展開。

【再生利用等】

- ・食品廃棄物等多量発生事業者は国に再生利用等の実施状況を都道府県別にも報告することとし、国はこれらを整理・公表。
- ・地域における再生利用事業者の把握及び育成並びに地方公共団体を含めた関係主体の連携による計画的な食品循環資源の再生利用等を促進。
- ・関係者のマッチングの強化によるリサイクルループの形成を促進。
- ・登録再生利用事業者の食品廃棄物等の適正な処理を確保するため、登録の基準を追加するとともに、登録再生利用事業者への指導・監督を強化。

○ 判断基準省令の主な内容

（食品循環資源の再生利用等の実施の原則）

- 食品廃棄物等の発生を可能な限り抑制する。
- 食品循環資源の全部又は一部のうち、再生利用を実施することができるものについて、飼料の原材料として利用することができるものについては可能な限り飼料の原材料として利用し、飼料の原材料として利用することができないものであって肥料の原材料として利用することができるものについては可能な限り肥料の原材料として利用する。
- 再生利用を実施することができないものであって、熱回収を実施することができるものについては、可能な限り熱回収を実施する。
- 食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等の実施に当たっては、その再生利用等を阻害しない範囲において、食品廃棄物等の不適正な処理（食品廃棄物等を食用に供するために譲渡することを含む。以下同じ。）を防止するため適切な措置を講ずるものとする。

（食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標）

- 食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等の実施に当たっては、毎年度、当該年度における食品循環資源の再生利用等の実施率（付録第一の算式によって算出される率をいう。）が同年度における基準実施率（付録第二の算式によって算出される率をいう。）以上となるようにすることを目標とする。

（食品廃棄物等の発生の抑制）

- 食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を促進するため、主務大臣が定める期間ごとに、当該年度における食品廃棄物等の発生原単位（付録第三の算式によって算出される値をいう。）が主務大臣が定める基準発生原単位以下になるよう努めるものとする。

○ 基本方針等を前倒して見直す背景

- ✓ 循環型社会形成推進基本法に基づく「循環型社会形成推進基本計画」について本年6月に閣議決定。
- ✓ 新計画では、SDG s ()を受け、家庭系の食品ロスについては、2030年までに2000年度比で半減させる目標が設定され、事業系の食品ロスについては、「今後、食品リサイクル法の基本方針において目標を設定」することが記載されている。

平成27年9月に国連サミットで採択された2016年以降2030年までの国際開発目標（17のゴールと169のターゲット）
ターゲット12.3：2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

< 基本計画に位置づけられた主な項目 >

事業系食品ロス

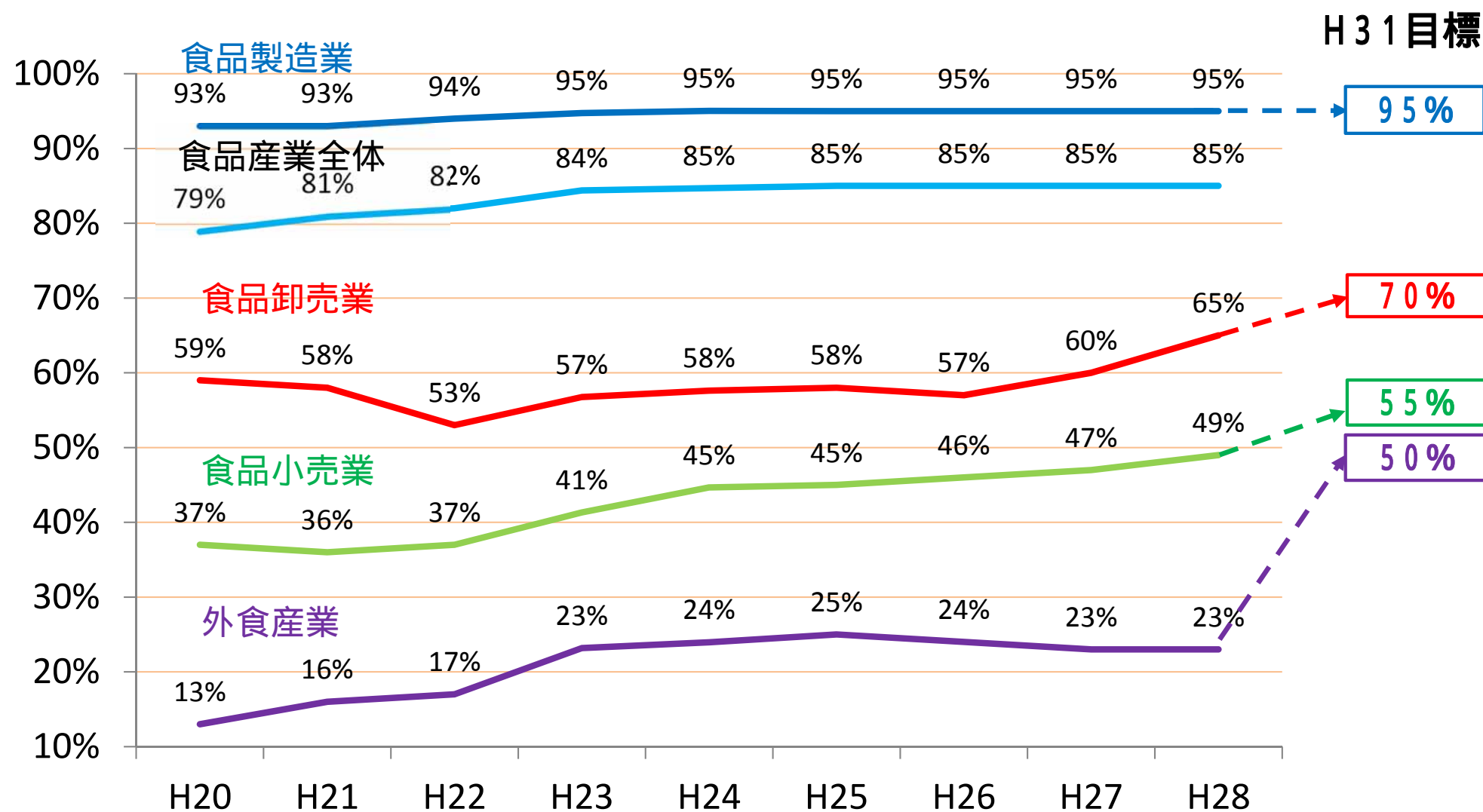
- ・ 個社での解決が難しいフードチェーン全体での非効率を改善するための商習慣の見直しの促進
- ・ 「3010運動」など宴会時の食べ残しを減らす自治体主導の取組の促進
- ・ 最新の技術を活用した需要予測サービスの普及
- ・ 食品関連事業者の製造・流通段階で発生する未利用食品を、必要としている人や施設が活用できる取組の推進

家庭系食品ロス

- ・ 自治体、事業者等が協力して、食品ロスの削減に向けた国民運動を展開し、食品ロス削減に関する国民意識の向上
- ・ 使い切れる量の食品の購入すること、残さず食べ切ること、未利用食品の有効活用ことなど、家庭において食品の購入や調理等の際の具体的な行動の実践を促進

○ 現行の基本方針に基づく取組の現状

- ✓ 食品廃棄物等は、食品流通の川下に至るほど分別が難しくなることから、川上となる食品製造業における再生利用等実施率は高いものの、食品卸売業、食品小売業、外食産業の順に実施率は低下している。



○ 現行の基本方針に基づく取組の現状

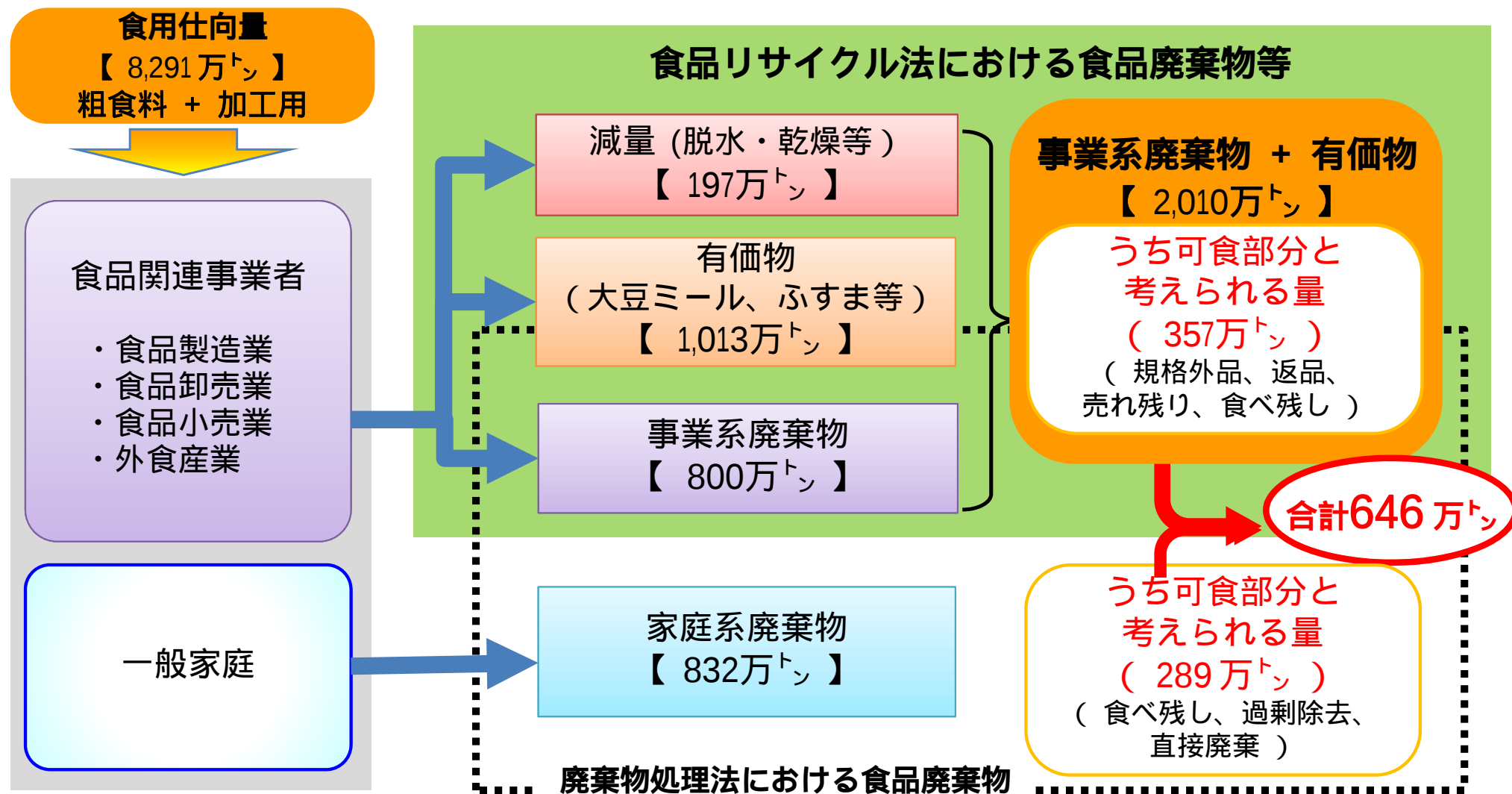
- ✓ 食品製造業から排出される廃棄物等は、量や性質が安定していることから、分別も容易で、栄養価を最も有効に活用できる飼料への再生利用が多い。
- ✓ 食品小売業や外食産業から排出される廃棄物は、衛生上飼料や肥料に不向きなものも多く、焼却・埋立等により処分される量が多い。

(単位：万t)

業 種	食品廃棄物等の年間発生量												発生抑制 の実施量
	計	再生 利用	(用途別仕向先)						熱回収	減量	再生 利用 以外	焼却・ 埋立等	
			飼料	肥料	メタン	油脂及 び油脂 製品	炭化して製造 される燃料及 び還元剤	エタ ノール					
食品製造業	1,617	1,309	997	221	57	31	4	0	53	167	45	43	242
食品卸売業	27	12	4	6	1	2	0	0	0	2	2	11	8
食品小売業	127	48	21	15	3	9	1	0	0	1	2	76	26
外食産業	199	29	6	10	1	12	0	0	0	6	4	161	16
食品産業計	1,970	1,398	1,027	251	62	54	5	0	54	175	53	290	293

○ 現行の基本方針に基づく取組の現状

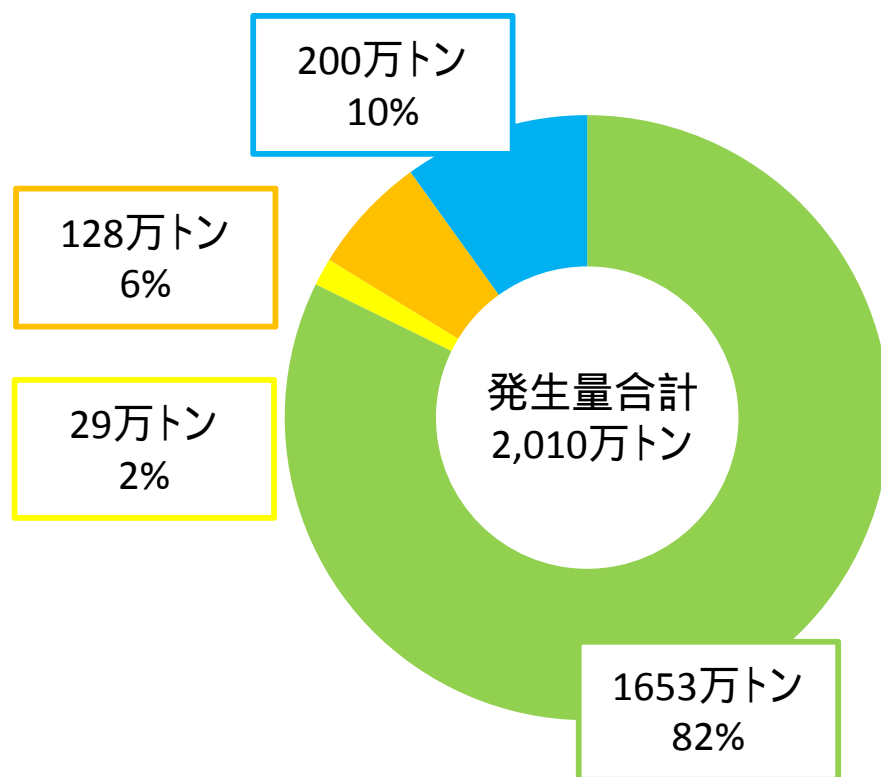
- ✓ 食品廃棄物等の発生量は、平成27年度で2,942万トン、うち事業系が2,010万トン、家庭系が832万トンとなっている。
- ✓ 可食部の食品廃棄物等の発生量は646万トンとなっており、このうち事業系が357万トン、家庭系が289万トンとなっている。



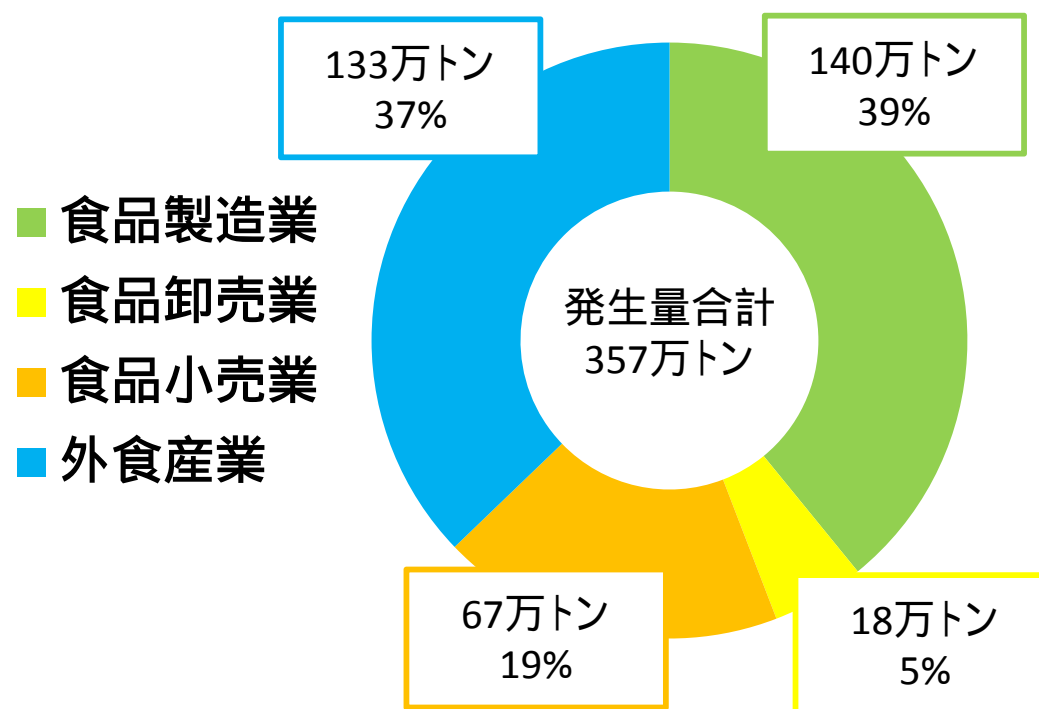
○ 現行の基本方針に基づく取組の現状

- ✓ 事業系食品廃棄物等について、不可食部分を含めた全体の発生量は、平成27年度で2,010万トンとなっており、このうち食品製造業が82%を占めている。
- ✓ 可食部の食品廃棄物等の発生量は357万トンとなっており、このうち食品製造業が39%、外食産業が37%を占めている。

事業系食品廃棄物の業種別内訳



事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳



四捨五入の関係で、数字の合計が一致しないことがある。

○

■ 発生抑制の目標値【目標値の期間：平成26年4月1日～平成31年3月31日】

【目標値の期間：平成27年8月 1日～平成32年3月31日】	
業 種	基準発生原単位
その他の畜産食料 品製造業	501kg/t
食酢製造業	252kg/百万円
菓子製造業	249kg/百万円
清涼飲料製造業 (コーヒー、果汁な ど残さが出るもの に限る。)	429kg/t
給食事業	332kg/百万円

○ 改定する基本方針等の論点（案）

- ・ 食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用に向けた取組状況の検証
（再生利用等実施率、業種ごとの食品廃棄物等の発生抑制目標値の達成状況 等）
- ・ 可食部の廃棄削減（食品ロス）に関する目標の検討
- ・ 社会情勢を踏まえたフードチェーン全体及びそれを支える関連産業との協働による食品ロス削減方策の検討

食品リサイクル法に基づく基本方針等の見直しに関する審議の進め方（案）

時 期	事 項
30年9月10日	食料産業部会において食料・農業・農村政策審議会への諮問について議論
秋以降	食料産業部会食品リサイクル小委員会で議論（環境省と合同開催） 〔 現行基本方針の取組状況の検証 関係者へのヒアリング 〕
冬頃	論点整理
春以降	食料産業部会食品リサイクル小委員会で議論 （新たな基本方針案のとりまとめ） 食料産業部会において食料・農業・農村政策審議会からの答申について議論